

# 用語の解説

## 人口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については、平成27年国勢調査の概要「調査の対象」を参照されたい。

## 面積

本報告書に掲載し、また人口密度の算出に用いた面積は、国土交通省国土地理院（以下「国土地理院」という。）が公表した「平成27年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものである。

## 人口集中地区

昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から新たに人口集中地区を設定している。

平成27年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の3点を条件として設定した。

- (1) 平成27年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境界内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1 km<sup>2</sup>当たり4,000人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が平成27年国勢調査時に5,000人以上を有すること。

## 年齢・平均年齢

年齢は、平成27年9月30日現在による満年齢である。なお、平成27年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。また、平均年齢は、次の式により算出した。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計（年齢「不詳」を除く。）}} + 0.5$$

### 平均年齢に0.5を加える理由

国勢調査では、9月30日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方）を用いて集計している。つまり、9月30日現在でX歳と0日の人も、X歳と364日の人も同じX歳として集計している。そこで、平均年齢を算出する際、X歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5歳）を加えている。

## 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次の通り区分した。

区分	内容
未婚	まだ結婚をしたことのない者
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある者
死別	妻又は夫と死別して独身の者
離別	妻又は夫と離別して独身の者
配偶関係「不詳」	未回答などにより配偶関係が判断できない場合

## 国籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- (1) 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 - 日本
- (2) 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 - 調査票の国名欄に記入された国

## 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

区分	内容
一般世帯	(1) 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。 (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯	
寮・寄宿舍の学生・生徒	学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり (世帯の単位：棟ごと)
病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり (世帯の単位：棟ごと)
自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり (世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり (世帯の単位：建物ごと)
その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など (世帯の単位：一人一人)

## 世帯人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいう。

## 世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分した。

区分	内容
A - 親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
B - 非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
C - 単独世帯	世帯人員が一人の世帯
世帯の家族類型「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

区分	備考
1 核家族世帯	
(1) 夫婦のみの世帯	
(2) 夫婦と子供から成る世帯	
(3) 男親と子供から成る世帯	
(4) 女親と子供から成る世帯	
2 核家族以外の世帯	[1]、[2]の分類は、平成7年調査から用いている。
(5) 夫婦と両親から成る世帯	
[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	
[1] 夫婦と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦と妻の親から成る世帯	
(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯 1)	
[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 1)	
[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯	
[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯	
(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯	
(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯	
(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯 1)	
[1] 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯	
[2] 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 1)	
[1] 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯	
[2] 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯	昭和45年及び50年調査は、(14)に含んでいる。
(14) 他に分類されない親族世帯	

1) 夫の親か妻の親か特定できない場合を含む。

### 3世代世帯

3世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まれない。

母子世帯・父子世帯・母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)とは、母子世帯及び父子世帯に、未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員(20歳以上の子供を除く。)から成る一般世帯をいう。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65歳以上の人一人のみの一般世帯をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいう。

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分した。

区分	内容
住宅	一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる(完全に区画された建物の一部を含む。) 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となる。
住宅以外	寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物 なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。
住居の種類「不詳」	未回答などにより住居の種類が判定できない場合

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合 雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 家賃の支払いの有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

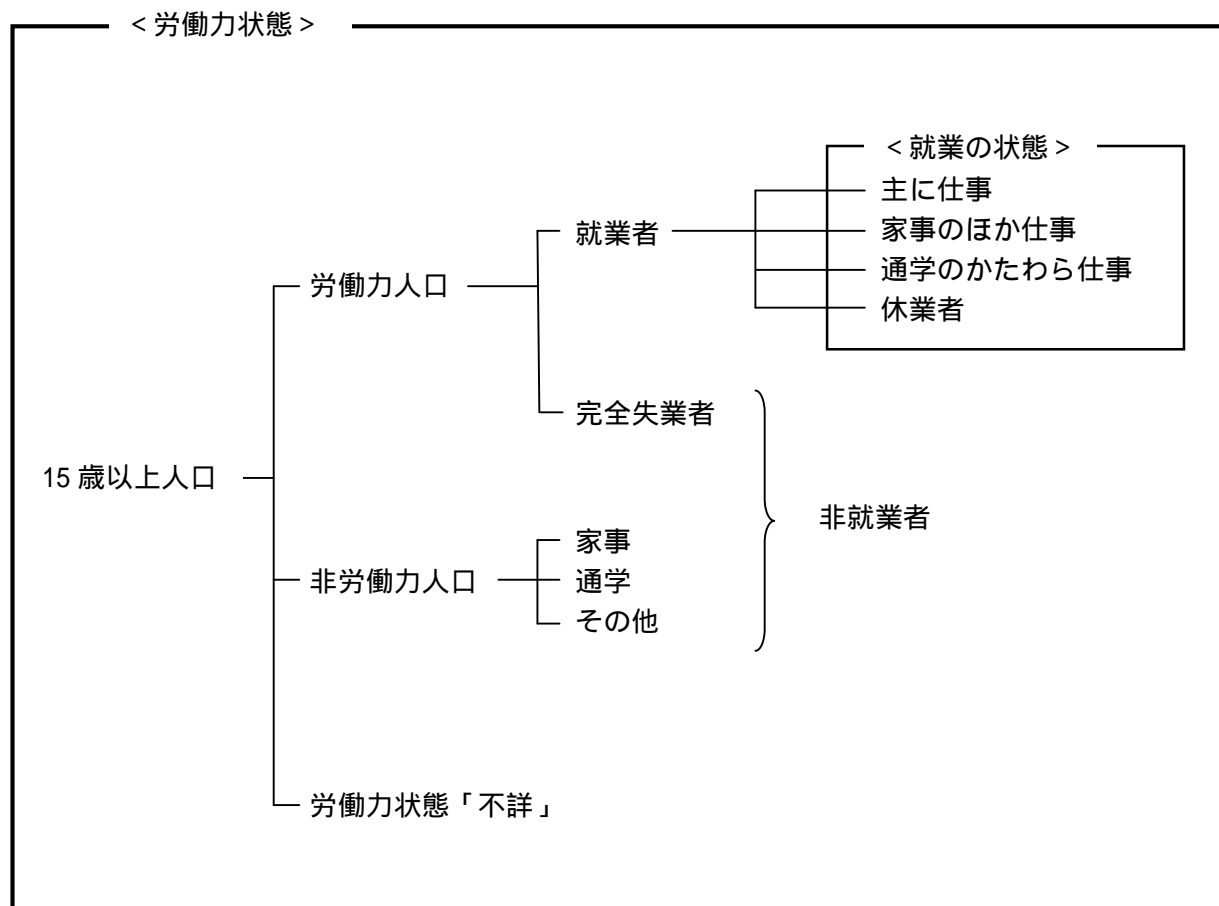
## 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅の建て方を、次のとおり区分した。

区分	内容
一戸建	1建物が1住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれる。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」も含まれる。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの 1階が店舗で2階以上が住宅になっている建物も含まれる。 建物の階数及び世帯が住んでいる階により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」に5区分している。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

## 労働力状態

労働力状態とは、平成27年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。



各用語の定義は、次ページに掲載している。

区分	内容
労働力人口	就業者及び完全失業者
就業者	調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした者 なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。 (1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 (2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合 また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めた。
主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていった場合
家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
休業者	(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 (2) 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた者
非労働力人口	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった者のうち、休業者及び完全失業者以外の者
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	主に通学していた場合
その他	上のどの区分にも当てはまらない場合（幼児・高齢者など）
労働力状態「不詳」	未回答などにより労働力状態が判定できない場合

通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

#### 労働力率

労働力率とは、15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）に占める労働力人口の割合のことをいう。

$$\text{労働力率（％）} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く。）}} \times 100$$

## 従業上の地位

従業上の地位とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分した。

区分	内容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人
正規の職員・従業者	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	(1) 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 (2) 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役，団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人
従業上の地位「不詳」	未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

## 産 業

産業とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類がある。

平成27年国勢調査の産業分類は、平成25年10月に改定された日本標準産業分類を基に再編成したもので、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっている。

産業大分類を3区分に集約している場合があるが、その区分は次のとおり区分した。

区分	内訳
第1次産業	A 農業、林業 B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 D 建設業 E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業、郵便業 I 卸売業、小売業 J 金融業、保険業 K 不動産業、物品賃貸業 L 学術研究、専門・技術サービス業 M 宿泊業、飲食サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 O 教育、学習支援業 P 医療、福祉 Q 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務（他に分類されるものを除く）

産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については上記の3区分には含んでいない。

## 職 業

職業とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいう（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類とした。

平成27年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成21年12月設定）を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っている。

## 世帯の経済構成

世帯の経済構成は、一般世帯について世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業に分類しているものであり、次のとおり区分した。

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者とした。また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」を含み、「雇業者」には「役員」を含んでいる。

なお、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していない。

区分	内容
農林漁業就業者世帯	世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯
農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
農林漁業・雇業者世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇業者
農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯	世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯
農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の業主
農林漁業・雇業者混合世帯	世帯の主な就業者が農林漁業の雇業者
非農林漁業・業主混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
非農林漁業・雇業者混合世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇業者
非農林漁業就業者世帯	世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯
非農林漁業・業主世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇業者のいない世帯
非農林漁業・雇業者世帯	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇業者で、世帯に業主のいない世帯
非農林漁業・業主・雇業者世帯（世帯の主な就業者が業主）	世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇業者のいる世帯
非農林漁業・業主・雇業者世帯（世帯の主な就業者が雇業者）	世帯の主な就業者が非農林漁業の雇業者で、世帯に業主のいる世帯
非就業者世帯	親族に就業者のいない世帯
分類不能の世帯	上記に分類されない世帯



従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者が従業している又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分した。

区分		内容
総数（夜間人口） （常住地による人口）	(a)	調査時に当該地域に常住している人口 (a)=(b)+(c)+(d)+(e)+(j)
従業も通学もしていない	(b)	常住者のうち、調査期間中の労働力状態が「完全失業者」「家事」「その他」の者
自宅で従業	(c)	常住者のうち、従業地が自宅（自分の居住する家又は家に附属した店・作業場など）の者 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含む。 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事している場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含む。
自宅外の自市区町村で 従業・通学	(d)	常住者のうち、従業地・通学地が自宅以外で、同じ市町村の者（21大都市の場合は、同じ区内の者）
他市区町村で従業・通学	(e)	常住者のうち、従業地・通学地が他の市町村（21大都市の常住者は他の区）の者
自市内他区で 従業・通学	(f)	21大都市の常住者のうち、従業地・通学地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者
県内他市区町村で 従業・通学	(g)	常住者のうち、従業地・通学地が同じ都道府県内の他の市町村の者
他県で従業・通学	(h)	常住者のうち、従業・通学先が他の都道府県の者
従業・通学市区町村 「不詳・外国」	(i)	常住者のうち、従業地・通学地が他の市町村（21大都市の常住者は他の区）であるが、市区町村名が不明又は外国の者
従業地・通学地「不詳」	(j)	常住者のうち、従業地・通学地が不明の者 調査期間中の労働力状態が不明の者も含む。
総数（昼間人口） （従業地・通学地による人口）	(k)	当該地域の夜間人口から、他の地域へ通勤・通学している者を減じ、他の地域から通勤・通学に来ている者を加えた人口 [例：A市の昼間人口] A市の昼間人口 = A市の夜間人口 - A市からの流出人口 + A市への流入人口
うち自市内他区に常住	(l)	21大都市への通勤・通学者のうち、常住地が同じ市内又は東京都特別区内で、他の区の者
うち県内他市区町村に常住	(m)	通勤・通学者のうち、常住地が同じ都道府県内の他の市区町村の者
うち他県に常住	(n)	通勤・通学者のうち、常住地が異なる都道府県の者
流出口	(o)	当該地域から他の地域へ通勤・通学している人口
流入人口	(p)	他の地域から当該地域へ通勤・通学している人口
昼夜間人口比率	(q)	夜間人口100人当たりの昼間人口の比率 (昼夜間人口比率 = 昼間人口/夜間人口 × 100)

21大都市とは、東京都特別区部及び政令指定都市をいう。

都市計画地域区分

都市計画区域は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画（都市計画）で定められた区域であり、都市計画法（昭和43年法律第100号）及びその他の関係法令の適用を受けている土地の範囲をいう。

都市計画による地域区分を基に、調査区を次のとおり区分した。

なお、平成27年から、情報収集を行った「準都市計画区域」については、都市計画区域以外の区域に含む。

区分			
A 都市計画区域			
a 市街化区域 1)	1 工業区域	(1) 工業A区域	[1] 工業専用地域
			[2] 工業専用地域とその他
		(2) 工業B区域	[3] 工業地域
			[4] 工業地域とその他
			[5] 準工業地域
			[6] 準工業地域とその他
	2 商業区域	(1) 商業A区域	[7] 商業地域
		(2) 商業B区域	[8] 商業地域とその他
			[9] 近隣商業地域
			[10] 近隣商業地域とその他
	3 住居区域	(1) 住居地域	[11] 準住居地域
			[12] 第二種住居地域
			[13] 第一種住居地域
			[14] 住居地域混合
			[15] 住居地域とその他
		(2) 中高層住居専用地域	[16] 第二種中高層住居専用地域
			[17] 第一種中高層住居専用地域
			[18] 中高層住居専用地域混合
			[19] 中高層住居専用地域とその他
		(3) 低層住居専用地域	[20] 第二種低層住居専用地域
			[21] 第一種低層住居専用地域
			[22] 低層住居専用地域混合
b 市街化調整区域			
c 非線引きの区域 1)	1 工業区域	(1) 工業A区域	[1] 工業専用地域
			[2] 工業専用地域とその他
		(2) 工業B区域	[3] 工業地域
			[4] 工業地域とその他
			[5] 準工業地域
			[6] 準工業地域とその他
	2 商業区域	(1) 商業A区域	[7] 商業地域
		(2) 商業B区域	[8] 商業地域とその他
			[9] 近隣商業地域
			[10] 近隣商業地域とその他
	3 住居区域	(1) 住居地域	[11] 準住居地域
			[12] 第二種住居地域
			[13] 第一種住居地域
			[14] 住居地域混合
			[15] 住居地域とその他
		(2) 中高層住居専用地域	[16] 第二種中高層住居専用地域
			[17] 第一種中高層住居専用地域
			[18] 中高層住居専用地域混合
			[19] 中高層住居専用地域とその他
		(3) 低層住居専用地域	[20] 第二種低層住居専用地域
			[21] 第一種低層住居専用地域
			[22] 低層住居専用地域混合
B 都市計画区域以外の区域			

1) 用途地域未設定の地域を含む。